

令和7年度鳥取県バス旅行商品支援補助金交付要綱

(公社) 鳥取県観光連盟

(目的)

第1条 落込みを見せている本県への貸切バスによる観光入込客数の減少に歯止めをかけ、県内宿泊施設への宿泊者及び観光施設への来場者を増加させるため、公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「連盟」という。）は、この要綱に基づいて、鳥取県内の観光素材を取り入れた、バスによる旅行商品を造成する県内外の旅行会社（旅行業法施行規則第1条の2に規定する第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者をいう。以下「旅行会社」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、県内外の旅行会社が造成する募集型又は受注型企画旅行商品のうち、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものを対象とする。

(1) バスを利用して鳥取県内を周遊する行程（鳥取県周辺又は鳥取県内まで鉄道、航空機等を利用し、その後鳥取県内をバスで周遊する行程を含む。）であること。

(2) 令和7年4月1日（火）以降に出発し、令和8年3月19日（木）までに帰着する旅行であること。ただし、4月26日（土）～5月6日（火）、8月9日（土）～8月17日（日）、12月27日～令和8年1月4日（日）は対象外とする。

(3) バス1台当たりの構成人数が、催行実績で12名以上であること。

(4) 連盟が作成した鳥取県観光素材集（以下「素材集」という。）の各年度版に掲載された観光等施設を2か所以上利用する行程であること。

※1 行程表又は募集パンフレット等に利用箇所を記載すること。

※2 観光等施設は、連盟ホームページ又は素材集を参照すること。

※3 観光等施設は、利用証明書（団体名、利用日、利用内容、構成人数）が発行できる施設とする。

※4 トイレ利用等を目的とした「休憩」は、観光等施設の利用とはしない。

※5 鳥取砂丘周辺エリア、倉吉白壁土蔵群エリア、大山寺周辺エリアにある観光等施設については、2か所以上利用した場合でも、1か所の利用とする。（詳細は別表を参照）

(5) 鳥取県内の食事提供施設（レストラン・弁当店・宿泊施設）で1か所以上食事を取る行程であること。ただし、宿泊旅行の場合は、宿泊日の夕食及びその翌日の朝食については、前段の食事とはしない。なお、ただし書については、会長が別途認める場合は、この限りではない。

※1 連盟が作成した素材集別冊食事施設編に掲載された食事提供施設を利用するよう努めること。

※2 食事提供施設は、連盟ホームページ又は素材集別冊食事処編を参照すること。

(6) 宿泊旅行で鳥取県内に2泊以上する場合は、1泊ごとに第4号の観光等施設を2か所以上、前号の食事提供施設を1か所以上利用すること。

(7) 募集型企画旅行については、原則として、ツアー名に鳥取県内で利用する宿泊地、観光地、立ち寄り先や食材等いずれかを記載すること。なお、ミステリーツアー等を除く。

(8) 県外旅行会社が一般社団法人鳥取県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバス（鳥取県内登録車）を利用する場合は所定の金額を補助額に加算する。

- 2 旅行の行程等で止むを得ない事由により、前項第5号の観光等施設及び第6号の食事提供施設を利用することが困難な場合は、連盟と旅行会社が協議し、別途これを取り決めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅行については、補助対象としない。
- (1) 宗教活動、政治活動を目的とする旅行
 - (2) 各都道府県持ち回りで開催される文化・スポーツ大会等への参加を目的とする旅行
 - (3) 学校教育の一環として行われる部活動等の合宿
 - (4) 鳥取県、(一社)山陰インバウンド機構、(公財)とっとりコンベンションビューロー及び連盟からの補助金又は委託料を受けた旅行

(補助金額及び補助限度額)

第3条 補助金額及び補助限度額は、次表のとおりとする。

区分表

	宿泊旅行	日帰り旅行
①	平日、日曜日、祝祭日	平日
②	土曜日、祝祭日前日	土・日曜日、祝祭日

	区分	宿泊旅行	日帰り旅行
バス1台当たりの補助金額	①	40,000円	15,000円
	②	10,000円	5,000円
1事業所当たりの上限額 (年間)	宿 泊 旅 行	日帰り旅行	計
	200万円	100万円	300万円

※宿泊旅行において、平日が祝祭日前日の場合は②を適用する。

※宿泊旅行において、鳥取県内に2泊以上する場合は、1泊1台当たり上記金額を加算する。

※募集型企画旅行の場合、ひと月当たりのバスの交付決定台数は、5台までとする。

県外の旅行会社が一般社団法人鳥取県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバス(鳥取県内登録車)を利用する場合は下記の金額を加算する。

	宿泊旅行(1台1泊あたり)	日帰り旅行(1台あたり)
加算額	20,000円	5,000円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、旅行の出発日(シリーズ企画等の複数班で実施する旅行については、初班の出発日)の14日前までに補助金交付申請書(様式第1号)を連盟に提出しなければならない。ただし、令和7年10月31日(金)までに出発し、11月1日(土)以降に帰着する旅行及び11月1日(土)から11月15日(土)に出発する旅行については出発の7日前までの申請とする。

- 2 シリーズ企画等の複数班で実施する旅行については、催行月ごとに提出するものとする。

(交付申請期間等)

第5条 補助事業者は、令和7年1月10日(金)から令和8年3月5日(木)までの間に、前条の申請を行わなければならない。ただし、令和7年7月1日(火)以降の出発分については令和7年4月1日(火)より受付開始とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請総額が予算額に達したときは、補助金の交付申請を受け付けない。この場合において、連盟のホームページにて事業が終了した旨を告知するものとする。

(交付決定)

第6条 補助事業者から補助金交付申請書の提出があった場合は、連盟は必要な審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

(事業の中止又は事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、申請書に記載された旅行の出発日（シリーズ企画等の複数班で実施する旅行については、初班の出発日）の前日までに、事業内容（出発日、バス利用台数、行程及び観光素材等）を変更する場合は、申請書に記載された旅行の出発日（シリーズ企画等の複数班で実施する旅行については、初班の出発日）の7日前までに補助金中止・事業内容変更届（様式第3号）を連盟に提出しなければならない。

(実績報告及び請求書の提出)

第8条 補助事業者は、申請書に記載された旅行の帰着日（シリーズ企画等の複数班で実施する旅行については、最終班の帰着日）から起算して20日以内に、補助金実績報告書（様式第4号）及び補助金請求書（様式第5号）に添付書類を添えて連盟に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、令和8年3月26日（木）までの提出を厳守とする。

2 前項の補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 旅行の最終行程表

(2) 貸切バスを利用したことを証明する、次に掲げるいずれかの書類の写し。

ア 貸切バスのクーポン

イ 運行バス会社発行の請求書又は領収書等

ウ 運行バス会社作成による会社名が記載された高速道路通行料の請求書

エ 自社バスの場合は運転日誌等

オ ア～ウの提出が困難な場合は運行バス会社名が記載された運転日誌等

(3) 宿泊旅行の場合は、宿泊施設を利用したことを証明する、次に掲げるいずれかの書類の写し。

(団体名、利用日、利用内容、構成人数が記載されたものであること。)

ア 宿泊施設のクーポン

イ 宿泊施設発行の請求書又は領収書等

(4) 観光等施設及び食事提供施設を利用したことを証明する、次に掲げるいずれかの書類の写し。

(団体名、利用日、利用内容、構成人数が記載されたものであること。)

ア 施設のクーポン

イ 施設発行の請求書又は領収書の写し等

(5) 止むを得ない事由により第1号から前号までの書類が提出できない場合は、連盟と旅行会社が協議し、別途取り決めるものとする。

3 第1項の期限内に実績報告がない場合には、補助金を支払わないこともある。

(額の確定及び支払)

第9条 補助事業者から補助金実績報告書が提出された場合は、連盟は必要な検査を行い、これを適

正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金請求書により、補助金を支払うものとする。

2 補助金の支払いは精算払いとする。

（交付の取消）

第10条 補助金の交付決定後又は額の確定後において、申請内容又は報告内容に虚偽が認められるときは、連盟は、補助事業者への当該交付決定を取り消すものとし、既に補助事業者へ補助金が支払われているときは、その返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した補助事業者は判明した時点から5年間、連盟が行う補助及び委託事業等の対象としない。

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証憑書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（消費税および地方消費税の取扱い）

第12条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法に規定する消費税および地方税法に規定する消費税額は含めないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

(別表)

鳥取砂丘周辺エリア

観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称
砂丘温泉ふれあい会館	砂の美術館	ミニ砂像づくり体験	鳥取砂丘ビジターセンター
砂丘会館	砂丘センター見晴らしの丘	鳥取砂丘観光リフト	パラグライダー
サンドボード・サンドスライダー	ファットバイク	朝日・夕日・星空の砂丘でヨガ体験	

倉吉白壁土蔵群エリア

観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称
レトロまち歩きチケット	白壁土蔵群食べ歩きクーポン	倉吉白壁土蔵群観光ガイド	

大山寺周辺エリア

観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称	観光施設名称
大山寺本堂	大山自然歴史館	大山寺阿弥陀堂	ミニ座談体験と講和
大神山神社奥宮	大山参道市場		